

○ヘリテレ映像の提供に関する協定

災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県内市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

（映像の提供）

第1条 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めたときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム使用上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めたときは、前2項の規定による映像の提供を停止し、又は中断することができるものとする。

（映像の取扱い要件）

第2条 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

（協議）

第3条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

甲	愛媛県	知事	
乙	松山市	市長	
	今治市	市長	
	宇和島市	市長	
	八幡浜市	市長	
	新居浜市	市長	
	西条市	市長	
	大洲市	市長	
	伊予市	市長	
	四国中央市	市長	
	西予市	市長	
	東温市	市長	
	上島市	市長	
	久万高原町	町長	
	松前町	町長	
	砥部町	町長	
	内子町	町長	
	伊方町	町長	
	松野町	町長	
	鬼北町	町長	
	愛南町	町長	
	宇和島地区広域事務組合	組合長	
	八幡浜地区施設事務組合	組合長	
	大洲地区広域消防事務組合	組合長	
	伊予消防等事務組合	組合長	